

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		不衛生な食品又は添加物の販売等の禁止等に違反した場合の許可の取消・営業の禁停止
根拠条例・規則等名		食品衛生法
条 項		食品衛生法第60条
所 管 部 課		保健福祉局 保健所 食品衛生課 (電話：048-840-2226)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	「食品衛生に関する営業等の許可等の取扱要領」に定められた基準による。
	設定等年月日	平成14年4月1日設定 令和 年 月 日最終改正
備 考		